

2 その他の事項

事 項	期 間	起 算 日	根 拠 法 令
財産目録の作成	3 ヶ月以内	法人設立のとき	私立学校法第 34 条において準用する民法第 51 条
	2 週間以内	合併認可の通知があった日	私立学校法第 53 条第 1 項
	2 ヶ月以内	毎会計年度終了後	私立学校法第 47 条
貸借対照表の作成	2 ヶ月以内	毎会計年度終了後	私立学校法第 47 条
	2 週間以内	合併認可の通知があった日	私立学校法第 53 条第 1 項
収支計算書の作成	2 ヶ月以内	毎会計年度終了後	私立学校法第 47 条
事業報告書の作成	2 か月以内	毎会計年度終了後	私立学校法第 47 条
評議員会に対する決算及び事業の実績報告	2 ヶ月以内	毎会計年度終了後	私立学校法第 46 条
役員 の 補 充	1 ヶ月以内	理事又は監事のうちその定数の 5 分の 1 をこえるものが欠けたとき	私立学校法第 40 条
評議員会の招集	20 日以内	評議員総数の 3 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示して招集を請求されたとき	私立学校法第 41 条第 5 項